

IV. 地域医療の充実

1 医療サービスやリハビリサービスの確保・充実



目標

区民生活に不可欠な医療やリハビリサービスを確保・充実していきます。

現況と課題

①台東区立台東病院の状況

区立台東病院は、慢性期医療を担う拠点病院として老人保健施設千束を併設し、平成21年4月に開院しました。指定管理者により運営されていますが、区が設けている台東病院等運営協議会において、運営に関する評価・検証等を行っています。

患者数は堅調に推移しており、他の医療機関とのネットワークを通じた医療連携を推進しています。

区立台東病院・老人保健施設千束 利用状況の推移

			26年度	27年度	28年度
病院	入院	病床利用率(120床)	90.5%	93.6%	91.6%
	外来	1日あたり患者数	261.3人	274.7人	261.8人
老健	入所	利用率(150床)	95.2%	95.4%	91.6%
	通所	1日あたり利用者数	40.3人	42.3人	42.5人



区立台東病院

②中核病院の状況

永寿総合病院は、協定に基づき区が要請する、地域に必要でありながらも不足している医療（政策的医療）を実現する中核病院であり、区が設けている中核病院運営協議会において、運営に関する評価・検証等を行っています。

平成 11 年度に区と協定を締結し、その後、医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、協定の見直しを行いつつ現在に至っています。

台東区が永寿総合病院と平成 26 年 4 月に締結した協定に基づく政策的医療は、小児科、産科、救急医療、災害時医療、集中治療機能、急性期リハビリテーション機能、緩和ケア機能です。

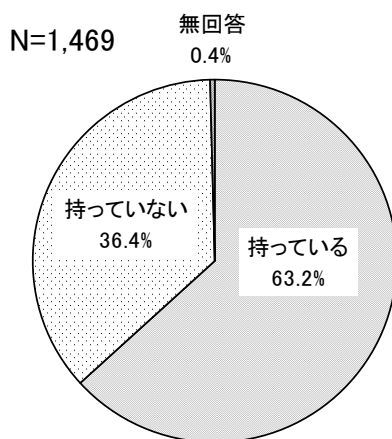
中核病院としての機能を今後とも安定的に提供するとともに、需要に応じて充実を図り、機能をさらに強化するために、平成 28 年度から 5 年間の支援を行っています。

③かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）と医療連携の状況

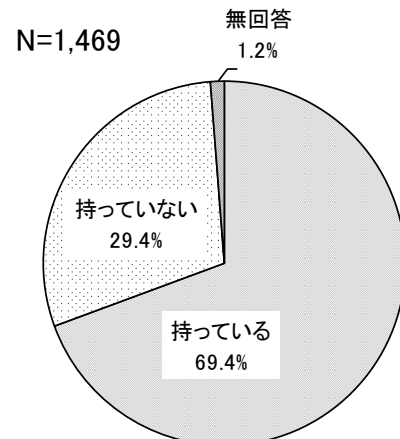
医療の専門化が進むことに対応して、総合的に診療する医療のニーズが高まっています。身近なかかりつけ医等の利点は、①日ごろから健康管理などについて気軽に相談できる、②近所のため通院に便利、③適切な医療機関を紹介してもらえる、などといった点にあり、医療連携の目的は、かかりつけ医等と専門的医療機関が連携し、全体として総合的な医療を提供することにあります。

医療意識調査によると、既に 9 割以上の診療所が病診連携を利用している状況にあり、大きな成果を上げていますが、同時に、診療や入院時に病院側が受け入れられなかったことがあるなど、連携の円滑さという面で課題が残っています。

かかりつけ医の有無

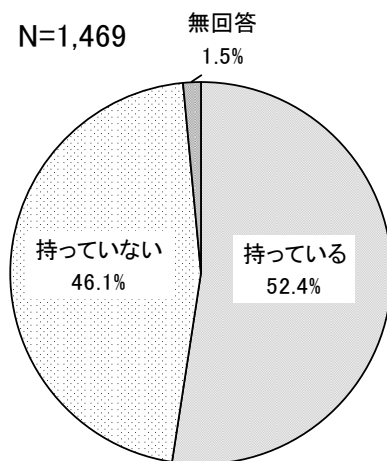


かかりつけ歯科医の有無



出典：区民意識調査

かかりつけ薬剤師・薬局の有無



出典：区民意識調査

④リハビリテーションの状況

台東区では、リハビリテーションに関する以下の取り組みを行っています。

- ・介護福祉施設等における生活リハビリテーションやグループワークによる機能訓練
- ・松が谷福祉会館内の機能訓練室における維持期の機能回復訓練
- ・松が谷福祉会館の障害者自立支援センターにおけるボランティアを活用した交流サークルでの自主的な訓練



リハビリテーション室の様子（区立台東病院）

具体的な取り組み

区の取り組み

身近な地域で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）に関する情報を提供し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進と医療連携の推進を図ります。

①区立台東病院の充実

- ・高齢者の医療拠点としての機能の維持・充実
- ・併設の老人保健施設千束と連携し、リハビリテーション室の機能を活かしたサービスの維持・充実
- ・訪問リハビリテーションサービスの充実

②中核病院機能の充実、強化

- ・政策的医療の維持・充実
- ・認知症高齢者の支援及び在宅療養の推進に係る事業の実施

③かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進と医療連携の推進

- ・かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）に関する情報提供
- ・各医療機関の専門機能等の情報共有化による効率的な医療連携の推進

④リハビリテーションサービスの充実

- ・高齢者の身体機能の維持向上を目指した訓練及びリラクゼーションを取り入れた身体的、精神的なリハビリテーションの実施
- ・障害者の安定した地域生活のため、松が谷福祉会館の機能訓練室での生活に密着した訓練の実施
- ・退院、退所後の在宅生活の支援

区民一人ひとりの取り組み

- 身近な地域に、何でも相談のできる、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持ちましょう。

2 救急医療・災害時医療の充実



救急医療、災害時医療の充実を図ります。

現況と課題

①初期救急医療の状況

台東区では、休日における入院を必要としない急病の患者（初期救急患者）を対象として、当番医制による診療を実施しています。また、24時間365日、救急医療体制を確保している医療機関（二次救急医療機関）として、永寿総合病院と浅草病院の2つの医療機関があります。

②小児初期救急医療の状況

台東区では、平日準夜間及び休日における15歳までの小児の初期救急患者を対象に、台東区準夜間・休日こどもクリニックで診療を実施しています。

③災害時医療救護に対する取り組みの状況

震災時には家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、迅速な医療救護活動が求められています。震災等の大規模災害が発生した場合には、地域防災計画において区災害医療コーディネーター、地区医師会を中心とした医療救護班の活動を定めているほか、関係機関でそれぞれ活動マニュアル等の整備を進めています。

また、東京都が定めている災害拠点病院[※]には永寿総合病院が、災害拠点連携病院[※]には浅草病院と区立台東病院が指定されています。その他、東京都では災害時における二次保健医療圏単位での連携を進めており、本区の属する区中央部保健

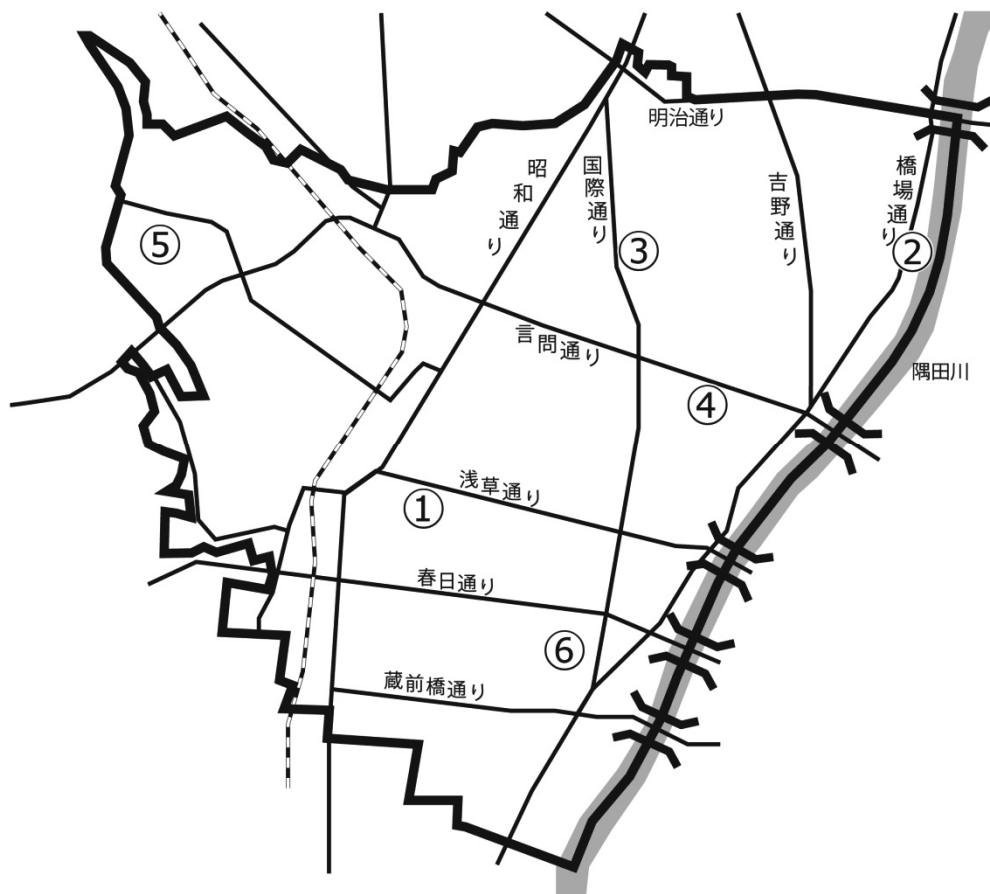
※災害拠点病院とは？

災害時に、主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

※災害拠点連携病院とは？

災害時に、主に中等症者または容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

医療圏（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）においても、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に地域災害医療連携会議を通して、連携の強化を図っています。さらに、災害の発生直後から概ね 72 時間までの間に、区内 6 力所に緊急医療救護所[※]（緊急医療救護所に準じた避難所医療救護所を含む）の設置を予定しています。



種 別	配置番号・名称	所在地
緊急医療救護所 (緊急医療救護所に準じた 避難所医療救護所を含む)	① 永寿総合病院 前	東上野 2-23-16
	② 浅草病院 前	今戸 2-26-15
	③ 区立台東病院 前	千束 3-20-5
	④ 浅草寺病院 前	浅草 2-30-17
	⑤ 谷中小学校	谷中 2-9-16
	⑥ 蔵前小学校	蔵前 4-19-11

※緊急医療救護所とは？

災害の発災直後から概ね 72 時間までの間に、災害拠点病院等の近接地に設置し、重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供を行う救護所のこと。近隣に病院がない地域では、避難所内に緊急医療救護所に準じた避難所医療救護所を設置する。

具体的な取り組み

区の取り組み

休日の医療機関を確保することにより区民の医療不安を解消します。また、災害時における医療救護活動について、関係機関等の協力のもと体制整備を推進します。

①救急医療の充実

- ・ 休日初期救急医療を継続的に実施
- ・ 小児初期救急医療（台東区準夜間・休日こどもクリニック[※]）を継続的に実施

※台東区準夜間・休日こどもクリニックとは？

区では医師会や薬剤師会と協力し、平日の準夜間（受付 18:45～21:45）と休日（受付 8:45～21:45）にこどもクリニックを開設しています。急な発病で治療すれば帰宅できる病状の 15 歳以下のお子さんを対象に永寿総合病院内で診察しています。



②災害時医療の充実

- ・ 災害時における医療情報の集約・一元化、情報連絡体制の整備
- ・ 地区医師会や災害拠点病院等との連携による災害時の医療救護体制の整備
- ・ 医療救護所の設置に向けた整備
- ・ 医薬品や医療用資器材の備蓄や供給体制の構築
- ・ 医療救護訓練の実施



医療救護訓練



医療救護訓練後の反省会

区民一人ひとりの取り組み

- 医療救護所の役割と設置予定場所を確認しておきましょう。
- 家庭で災害用品を備蓄し、避難所、避難場所を確認しておきましょう。

3 在宅療養の支援



目標

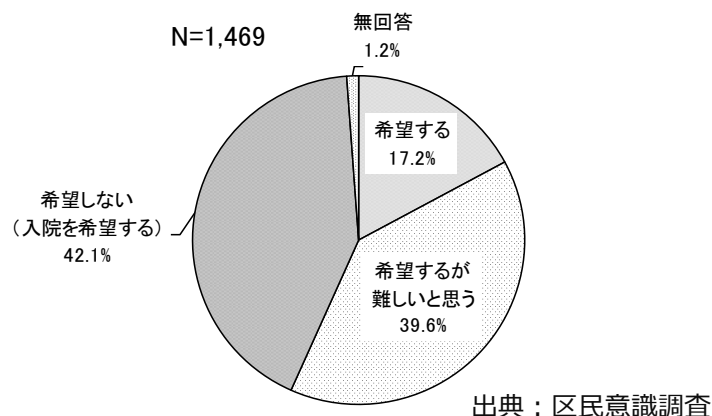
情報提供や医療・介護従事者の連携により在宅療養の支援を図ります。重点

現況と課題

①在宅療養に関する意識

区民意識調査によると、在宅療養を希望したいと思うかどうかの割合は、「希望する」が17.2%、「希望するが難しいと思う」が39.6%で、半数以上の方が可能であれば、在宅での療養を選択したいと答えています。また、在宅療養を希望しない、もしくは実現は難しいと考える理由は、「家族に介護などの負担をかけるから」、「急に病状が変わった時の対応が不安だから」など、在宅療養を不安視する理由が多く選ばれています。一方で、「自宅でどのような医療や介護が受けられるかわからないから」、「経済的な負担がわからないから」といった、在宅療養そのものに関する知識や情報の不足を理由に挙げている割合も高くなっています。

在宅医療の希望について



②在宅療養における課題

台東区の介護保険サービスにおいて医師の居宅療養管理指導[※]を受けている人は、平成29年8月の実績で約1,400人となっています。今後、高齢者の増加などに伴い、医療・介護を必要とする患者が増えていくことが予想されます。こうした中で在宅療養を進めていくためには、区民の理解促進を図るとともに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護士などの医療・介護の従事者が連携し、お互いの専門的な知識を活かしながら、一体となって患者や家族をサポートする仕組みづくりが必要です。

具体的な取り組み

区の取り組み

病院から在宅療養への円滑な移行や、住み慣れた場所での安定的な在宅療養を支援するため、医療と介護の連携強化を推進します。

①在宅療養連携推進協議会による検討

- ・「在宅療養連携推進協議会」での医療・介護の多職種による検討

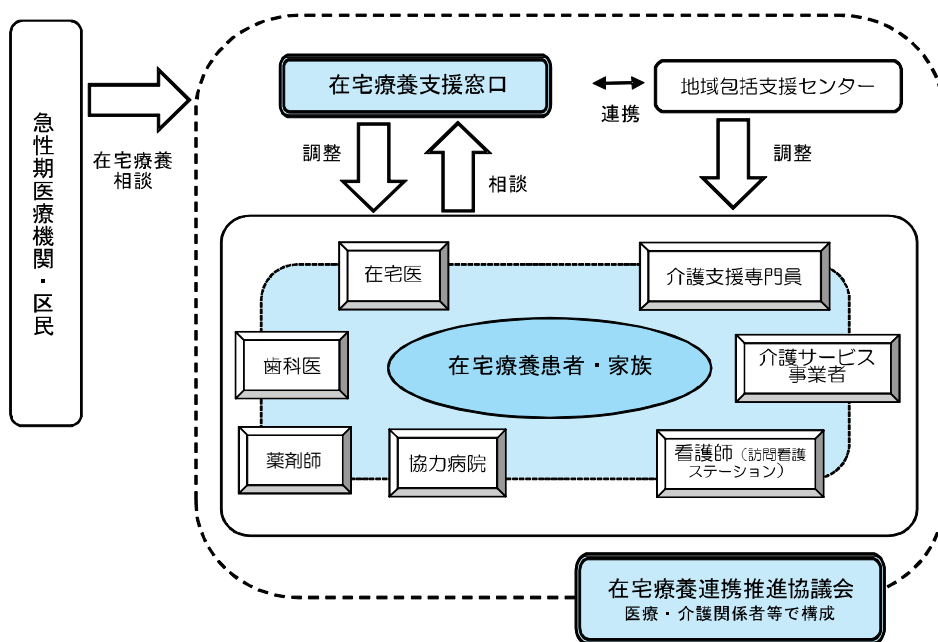
②在宅療養支援窓口による相談対応及び普及啓発

- ・在宅療養支援窓口での相談対応や関係機関との調整の実施
- ・在宅療養に関する情報の普及啓発及び情報提供による支援

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供体制の構築

在宅療養連携の仕組み



在宅療養支援窓口のリーフレット

区民一人ひとりの取り組み

- 在宅療養生活で困った時は、在宅療養支援窓口やかかりつけ医に相談しましょう。

※居宅療養管理指導とは？

居宅療養管理指導とは、在宅で療養している通院が困難な者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うことです。